

《令和8年度 会費等納入のお願い》

地域福祉事業を実施するにあたり、本年度も各自治会長・班長さまを通じて、一般会費等の納入をお願いさせていただきたいと思っております。何卒、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 【鳥取市社会福祉協議会会費】 1世帯：500円（年会費）
- 【河原町地域福祉推進協議会会費】 1世帯：500円（年会費）
- 【赤十字活動資金（会費）】 1世帯：500円（年会費）
- 【鳥取地区保護観察協会会費】 1世帯：20円（年会費）



皆さまからいただいた鳥取市社会福祉協議会会費の3割は、河原町地域福祉推進協議会に還元され、ふれあい・いきいきサロンや配食サービス事業、地区社協への助成金など地域福祉事業の財源となります！！

また、河原町にお住まいの方及び法人・団体等の皆さま方におかれましても、本会の活動や地域福祉活動にご賛同いただき、賛助会費納入にご協力いただけますと幸いです。よろしくお願いたします。



- 【賛助会費】 2,000円（年会費）
- 【特別賛助会費】 10,000円（年会費）

【編集・発行】

鳥取市社会福祉協議会
河原町総合福祉センター
地域福祉係・介護支援係

鳥取市河原町渡一木277-1
TEL：(0858) 76-3125
FAX：(0858) 85-0103

令和8年5月1日
第68号

【令和8年度 新職員体制について】



◆着任◆
（令和八年四月一日付）

阪田 絵里（青谷町総合福祉センターより）

◆異動◆
（令和八年四月一日付）

西村 光弘（障害者福祉センターへ）

☆鳥取市社協南部ケアマネセンター☆

（用瀬町総合福祉センター内）

○坂田 絵美（管理者兼主任介護支援専門員）

○三浦 佳都江（副管理者兼介護支援専門員）

○前田 信子（主任介護支援専門員）

○安田 美智代（介護支援専門員）

認知症介護実践リーダー）

○山本 和耶（介護支援専門員・社会福祉士）

＊河原町、用瀬町、佐治町や八頭町や智頭町にお住いの方の相談対応も行っていきますー！

新年度になり、職員一同、気持ちを新たに頑張ります。ご協力のほど、何卒よろしくお願いたします。



たまればカフェよっさいで!!

★毎月第二火曜日にイベントを開催しております!

【昨年度の主なイベント内容】

- ★季節の小物作り
 - 🌸 フラワーアレンジメントとハンドマッサージ
 - 🌿 語り・紙芝居・踊りの鑑賞
 - 📺 鳥取ヤクルト健康教室や介護予防出前講座
 - 🎹 大正琴演奏会
 - 🍪 簡単なお菓子作り
- 等々

五月十二日(火)のイベント内容

- ◎午前：落語(七代目 桂小文吾さま)
- ◎午後：介護予防体操(レコードブックさま)

六月九日(火)のイベント内容(予定)

- ◎午前：フラワーパフェ作り
- ◎午後：レクリエーション

七月七日(火)のイベント内容(予定)

- ◎午前：講習会(手首の骨密度測定・簡単な運動等)
- ◎午後：演奏会

《年間予定表》

たまればカフェ よっさいで!!

イベントの日

毎月第2火曜日(変更もあります)

10:30~14:00

料金700円(参加費200円・お弁当500円)

令和8年	4月 7日(火)	
	5月 12日(火)	
	6月 9日(火)	
	7月 7日(火)	
	8月 18日(火)	第3週
	9月 8日(火)	
	10月 6日(火)	
	11月 10日(火)	
	12月 8日(火)	
令和9年	1月 19日(火)	第3週
	2月 9日(火)	
	3月 9日(火)	

皆さまのご参加をお待ちしています!

<お問い合わせ>河原町総合福祉センター

電話 (0858) 76-3125

こんにちは!鳥取市社協南部ケア
マネージャーです!!

わたしたちは現在、五名の介護支援
専門員で、介護保険や介護に関する相
談受付、計画書(ケアプラン)の作成、
管理、再評価など、様々な介護に関す
る相談対応を行っています!!

介護保険って? ケアプランって?
などの疑問にもお答えします!県外や
町外にお住いのご家族様も、お気軽に
お電話等でご相談ください!!

電話番号 0858(87)2302
営業時間 八時三十分~十七時十五分
(土日祝、年末年始を除く)

母が病院に入院しているけど、退
院後の生活が心配。手すりや車い
すは、どこにお願いしたら良い?

高齢となって足腰が弱った。運動
したいけど、一人で出られない。

わたしたちに
ご相談ください!!

ケアマネ トピックス

相談日程のご案内

*日にち

※心配ごと相談

- 五月一日(金)
- 六月五日(金)
- 七月三日(金)

※人権相談

- 五月八日(金)
- 六月十二日(金)
- 七月十日(金)

※行政相談

- 五月十五日(金)
- 六月十九日(金)
- 七月十七日(金)

※法律相談

五月二十日(水) ※要予約
*時間
午後一時三十分~
午後三時三十分まで

*場所

河原町老人福祉センター
TEL: 0858-76-3125

本会HP



当センター Instagram



T_KAWAHARA.CENTER